

令和8年度版

家庭用防犯カメラ設置事業補助

春日井市では、近年、住宅を対象とした侵入盗や自動車盗などが多発し、家庭や地域における防犯対策の充実がますます重要となっています。このような状況を踏まえ、犯罪の未然防止と市民が安心して暮らせる生活環境の確保を目指し、家庭用防犯カメラの購入・設置に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

【対象期間（申請受付期間）】

令和8年4月1日（水）～

令和9年3月31日（水）〈必着〉

【補助金額】

防犯カメラの購入・設置に必要な費用の

5分の4（1世帯当たり上限1万円）

※100円未満の端数は切り捨てます

※1世帯1回限り

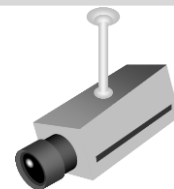
【お問い合わせ・お申し込み】

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市 総務部市民安全課 安全なまちづくり担当

電話：(0568) 85-6064

メール：anzen@city.kasugai.lg.jp



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

○補助対象者

市内に住所を有し、市内の住宅に現に居住する満18歳以上の人（居住する住宅に家庭用防犯カメラを設置する人。1世帯につき申請は1回までです）

※ 防犯カメラを設置する住宅の所有者がご自身でない場合は、住宅の所有者または管理者の同意が必要です。

○補助条件

(1) 対象となる家庭用防犯カメラ

犯罪の未然防止を目的とし、自らの住宅の敷地の屋外及び必要最低限の公共空間を撮影するために、屋外の既存の家屋や設備に固定して設置される防犯カメラで、次の①～④を全て満たすもの

※ 公共空間…道路、公園、その他不特定多数の者が利用し、又は通行する場所

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに購入・設置したもの
- ② 新品のもの
- ③ 夜間撮影が可能かつ防滴又は防雨仕様のもの
- ④ 映像を記録する機能を有する機器を備え、常時録画又は人感センサー等により自動で録画することができるもの

(2) 設置基準（次の①～④を全て満たす必要があります。）

- ① 防犯カメラの管理責任者を置いてください。
- ② 不必要な個人の画像を撮影しないよう、撮影範囲は必要最小限に限定してください。
- ③ 撮影範囲にやむを得ず近隣の住宅の敷地等が含まれる場合は、必ずその住宅等の所有者又は管理者の同意を得てください。
- ④ 撮影範囲又は公共空間から確認できる位置に表示板等を設置してください。

※ 表示板等…看板・ステッカー等、防犯カメラが設置されていることを明示するもの

○補助対象経費

(1) 補助条件を満たす家庭用防犯カメラの購入及び設置工事費用

(2) 防犯カメラの設置を表示する表示板等の購入費用

※ (2)のみでは申請できません。必ず(1)と同時に申請してください。

○申請に必要な書類

(1) 所定の申請書兼請求書（第1号様式）

(2) 家庭用防犯カメラの購入日、販売店の名称及び所在地が記載された領収書、レシート等の写し（販売店と設置業者が別の場合は設置業者の領収書、レシート等の写しも）

(3) 家庭用防犯カメラの保証書、取扱説明書又はカタログの写し等当該家庭用防犯カメラの型番及び機能が確認できる書類の写し

(4) 家庭用防犯カメラ及び表示板の設置場所の位置が分かる現況写真

(5) 家庭用防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの（画像を撮影した写真でも可）又は同カメラの撮影範囲を明示した平面図

(6) その他（上記の提出が困難な場合や、必要事項の確認ができない場合は、その他の書類を提出していただく場合があります。）

申請方法

(1) 電子申請（インターネット）

便利な Web 申請フォームをご利用ください！

<https://f8732e22.form.kintoneapp.com/public/hscamera-grant>
ページ ID : 1038811



(2) 窓口

春日井市役所4階 市民安全課へ提出してください。

○補助金申請手続きの流れ

1 購入予定の家庭用防犯カメラの確認

購入を予定している防犯カメラが補助対象の条件を満たしているか確認してください。
（このパンフレットの「補助条件」をよく読んでください）

2 住宅の所有者等の同意確認

設置する住宅が賃貸等、申請者の所有でない場合は、住宅の所有者か管理者に同意を得てください。また、撮影範囲にやむを得ず近隣の住宅の敷地等が含まれる場合も、その住宅等の所有者か管理者の同意を得てください。

3 家庭用防犯カメラの購入・設置

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに購入・設置してください。

4 補助金交付申請

申請に必要な書類を全てそろえ、提出してください。電子申請をする場合、撮影した写真や画像データ等は申請フォームからそのまま送信できますので、印刷する必要はありません。

5 審査・交付決定

申請内容の審査等を行い、適当と判断された場合は、補助金の交付決定を行います。

6 補助金の交付

交付決定した内容に基づき、補助金を交付します。書類に不備がある場合や申請が多数集中した場合は、交付決定・振り込みまでにお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

- 家庭用防犯カメラの設置等により生じた問題や損害等について、市は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 補助金の交付を受けて設置した家庭用防犯カメラは、交付決定から1年間は目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、売却、廃棄等しないでください。

Q&A

Q インターネットで購入しても対象になりますか？

A 対象になりますが、領収書やそれに代わる書類が必要です。

Q 購入した防犯カメラの送料は対象になりますか？

A 対象になりません。

Q ダミーカメラは対象になりますか？

A 録画できないものは対象になりません。

Q カメラの購入費だけで上限額を超えたので、設置前に申請してもよいですか？

A 設置後の写真等が必要ですので、設置前には申請できません。

Q 表示板の設置は必須ですか？

A 必須です。撮影範囲又は公共空間からよくわかる位置に防犯カメラ稼働中を示す表示板（ステッカー等でも可）を必ず設置してください。

Q 4月1日より前に購入したものは対象になりますか？

A 対象になりません。領収書等の日付で確認します。

Q 購入した業者と設置した業者が異なる場合も設置費の補助を受けられますか？

A 受けられますが、それぞれの領収書が必要です。

Q 防犯カメラの台数に制限はありますか？

A ありませんが、補助金額の上限は1万円です。

Q 集合住宅の管理者です。共用部分に設置する防犯カメラは対象になりますか？

A 対象になりません。対象は個人の家庭用防犯カメラのみです。

Q 居住している賃貸住宅に家庭用防犯カメラを設置する場合、対象になりますか？

A 対象になりますが、住宅の所有者又は管理者の同意が必要です。なお、退去時に原状回復が必要となり、撤去費用等が発生することがあります。

注意事項【防犯カメラと肖像権(プライバシー権)】

■肖像権(プライバシー権)とは■

「何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌姿態を撮影されない権利」をいいます。

法令に明文化された権利ではありませんが、裁判例において、憲法第13条幸福追求権から導き出される権利として保障すべきものとされています。

■防犯カメラの撮影範囲について■

家庭用防犯カメラで、承諾なく隣家等の敷地等を撮影することは、裁判例で違法とされています。設置した防犯カメラが承諾なく個人宅の玄関付近を撮影範囲に含んだことで撤去を求められ、撤去及び損害賠償が認められた裁判例もあります。このため、隣家等の敷地等をやむを得ず撮影範囲に含む場合は、当該住宅の居住者等から必ず同意を得てください。

また、道路等の公共空間においても、通行人等のプライバシーへの配慮が必要です。撮影の範囲は自宅等の敷地内及び隣接する公共空間の必要最小限度の範囲内としてください。

■防犯カメラを設置するときは■

第三者の肖像権(プライバシー権)を侵害しないために、次の事項に注意してください。

- (1) 不必要な個人の画像を撮影しないよう撮影範囲を必要最小限にするなど、近隣住民のプライバシー保護に万全を期してください。
- (2) やむを得ず撮影範囲に近隣の住宅の敷地等が含まれる場合は、当該住宅の居住者等から必ず同意を得てください。
- (3) 防犯カメラは、公共空間から容易に認識可能な位置に設置するよう努めてください。
- (4) 表示板は、撮影範囲又は公共空間から容易に認識可能な位置に設置してください。
- (5) 画像データが外部に漏れることがないよう、適切に管理してください。
- (6) 画像データの保存期間は、30日未満を目安とし、不必要な画像データは削除してください。
- (7) 画像データは、SNS等への投稿や第三者への提供は行わないようにしてください。

